

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、障がい者支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	障がい者支援に関する事務	
②事務の概要	春日部市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）並びに春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例、春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ⑧春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく医療費助成金の支給に関する事務 ⑨春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務 番号法の別表第二、第19条第8号に基づいて、春日部市は、障がい者支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ⑩Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 医療助成システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 春日部市中間サーバー 5. Public Medical Hub (PMH)	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)身体障害者手帳資格ファイル (4)日常生活用具資格ファイル (7)障害者総合支援資格ファイル (10)移動支援資格ファイル (13)特別障害者手当支給ファイル (16)経過的福祉手当資格ファイル (19)在宅重度心身障害者手当支給ファイル	(2)精神障害者保健福祉手帳資格ファイル (5)自立支援医療(更生医療)資格ファイル (8)障害児支援資格ファイル (11)地域活動支援資格ファイル (14)障害児福祉手当資格ファイル (17)経過的福祉手当支給ファイル (20)重度心身障害者医療資格ファイル	(3)補装具費支給資格ファイル (6)自立支援医療(精神通院)資格ファイル (9)日中一時支援資格ファイル (12)特別障害者手当資格ファイル (15)障害児福祉手当支給ファイル (18)在宅重度心身障害者手当資格ファイル (21)重度心身障害者医療給付ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表8、12、34、47、84の項(市町村長が処理することとされた事務に限る。) ・番号法第9条第1項及び別表11、14、84の項(都道府県知事又は厚生労働大臣が処理する事務のうち、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第4条、第8条第1項、第9条第2、4項、第12条第1項の規定により福祉事務所の長を経由しなければならないとされた事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第5条、第6条の2、第7条第2、4、5項、第8条第1、3項、第9条第3項、第10条第3項、第10条の2第2項の規定により市町村長を経由しなければならないとされた事務並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)第2条及び別表の17、19、97(3号に限る。))の項により市町村が処理することとされた事務に限る。) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条(第1、2、3、4、5、6、10、11号)、第11条(第1、2、4、5号)、第12条、第14条(第2、3、4、6、7、8号)、第25条、第38条、第60条 3. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年条例第37号) ・第4条第1項 別表第1の5、6の項(番号法第9条第2項に基づくもの) 4. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(番号規則)(平成27年12月18日規則第71号) ・第3条、別表第1の5、6の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、87、108、116の項):第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15の項):第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(19の項):第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項):第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項):第三欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」が含まれる項(110の項)(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」が含まれる項(10の項):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」が含まれる項(11の項):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務」が含まれる項(12の項):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(20の項):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(53の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(67の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」が含まれる項(12の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」が含まれる項(68の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」が含まれる項(69の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(85の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」が含まれる項(109の項):第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(110の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) :別表第二省令第7条第2(イ、ニ)、3(イ、ホ)号、第8条第1(ル)、第2(ル)号、第10条第1(イ、ニ)、2、3(イ、ホ)、4(イ、ニ)号、第10条の2第1(ト)号、第11条の2第1(ト)号、第12条第1(イ、ニ)、2(ハ)、4(イ、ニ)、5(イ、ニ)、6(ハ)、8(イ、ニ)号、第13条の2第1、2(ロ)号、第14条第1(ニ)、2(ニ)号、第19条第1(チ、フ)、2(チ、フ)、3(チ、フ)、4(チ、フ)、5(チ、フ)、6(チ、フ)号、第27条第1(ロ)、2(ロ)号、第30条第7、11、12号、第31条第1(ヘ)、2(ホ)、5(ヘ)号、第44条第1(チ、フ)、2(チ、フ)、3(チ、フ)、4(チ、フ)、5(チ、フ)、6(チ、フ)号、第55条第1(イ、ホ)、2(イ、ハ)、5(ハ)、6(ハ)、8(イ、ハ)号、9(ニ)、第55条の3第1(ト)、第2(ト)、第3(ト)、第4(ト)号、第59条の2第1(イ、ニ)、2(イ、ニ)、3(イ、ニ)、4(イ、ニ)、5(イ、ニ)号 (別表第二省令における情報照会の根拠) :別表第二省令第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 3. 番号条例 (情報照会の根拠) :第4条、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、12の項 4. 番号規則 (情報照会の根拠) :第4条、第5条、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、12の項、別表第3の2の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい者支援課 庄和総合支所
②所属長の役職名	障がい者支援課長 福祉・健康保険担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で障がい者支援課長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月21日	I－1③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名) 3. 春日部市中間サーバー	1. 障害福祉システム 2. 医療助成システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 春日部市中間サーバー	事前	
令和5年11月21日	I－7請求先	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	
令和5年11月21日	I－8連絡先	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	
令和7年3月14日	I－3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項(市町村長が処理することとされた事務に限る。) ・番号法第9条第1項及び別表第一の11、14、84の項(都道府県知事又は厚生労働大臣が処理する事務のうち、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第4条、第8条第1項、第9条第2、4項、第12条第1項の規定により福祉事務所の長を経由しなければならないとされた事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第5条、第6条の2、第7条第2、4、5項、第8条第1、3項、第9条第3項、第10条第3項、第10条の2第2項の規定により市町村長を経由しなければならないとされた事務並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)第2条及び別表の17、19、97(3号に限る。))の項により市町村が処理することとされた事務に限る。) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条(第1、2、3、4、5、6、10、11号)、第11条(第1、2、4、5号)、第12条、第14条(第2、3、4、6、7、8号)、第25条、第38条、第60条 3. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年条例第27号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表8、12、34、47、84の項(市町村長が処理することとされた事務に限る。) ・番号法第9条第1項及び別表11、14、84の項(都道府県知事又は厚生労働大臣が処理する事務のうち、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第4条、第8条第1項、第9条第2、4項、第12条第1項の規定により福祉事務所の長を経由しなければならないとされた事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第5条、第6条の2、第7条第2、4、5項、第8条第1、3項、第9条第3項、第10条第3項、第10条の2第2項の規定により市町村長を経由しなければならないとされた事務並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)第2条及び別表の17、19、97(3号に限る。))の項により市町村が処理することとされた事務に限る。) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条(第1、2、3、4、5、6、10、11号)、第11条(第1、2、4、5号)、第12条、第14条(第2、3、4、6、7、8号)、第25条、第38条、第60条 3. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年条例第27号)	事後	
令和7年3月14日	I－4②法令上の根拠(1、3、4/4)	1. 番号法第19条第7、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略) 3. 番号条例(情報照会の根拠) :第4条、別表第2の11、12の項(番号法第19条第8号に基づくもの) 4. 番号規則(情報照会の根拠) :第4条、第5条、別表第2の11、12の項、別表第3の2の項	1. 番号法第19条第7、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)(略) 3. 番号条例(情報照会の根拠) :第4条、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、12の項 4. 番号規則(情報照会の根拠) :第4条、第5条、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、12の項、別表第3の2の項	事後	
令和7年3月14日	II－1対象人数	平成31年3月28日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年3月14日	II－2取扱者数	平成31年3月28日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年10月1日	I－1②事務の概要	追記	⑩Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 情報連携のため、本市市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年10月1日	I－1③システムの名称	追記	5. Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年10月1日	I－3法令上の根拠(1/2)	第4条第1項 別表第1の6、7の項(番号法第9条第2項に基づくもの)	第4条第1項 別表第1の5、6の項(番号法第9条第2項に基づくもの)	事後	
令和7年10月1日	I－3法令上の根拠(2/2)	・第3条、別表第1の6、7の項	・第3条、別表第1の5、6の項	事後	
令和7年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和7年2月28日 時点	令和7年10月1日 時点	事前	
令和7年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和7年2月28日 時点	令和7年10月1日 時点	事前	